

報道関係者各位

令和5年11月30日(木)

【照会先】

山口労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

高津 純子

労働紛争調整官

杉山 朋子

電話 (083) 995-0390

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

－職場でのハラスメント防止措置は雇い主の義務です－

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施することとしています。

山口労働局(局長 なだ ゆたか 名田 裕)では、今後、以下を実施し、ハラスメントのない社会の実現に向けて取り組みます。

1 県内各所に広報を実施〔資料1、2〕

山口県内の労働基準監督署、ハローワーク他、県庁、市役所等へのポスター掲示等を依頼し、ハラスメント撲滅月間を県内で幅広く広報を実施します。

2 局長メッセージの発信

事業主に課せられたハラスメントの防止措置義務の周知と、支援を行うための下記3の取組について、局長自ら発するメッセージ動画を公開します。



3 ハラスメント予約相談会〔資料3〕

事業主、人事労務担当者、労働者からの相談におこたえします。

実施日、会場は、次のとおりです。

○宇部会場 令和5年12月14日(木) 10:30～15:00

○山口会場 令和5年12月15日(金) 10:30～15:00

○徳山会場 令和5年12月18日(月) 10:30～15:00

－問合せ先－

山口労働局 雇用環境・均等室 電話 083-995-0390

〔添付資料〕

資料1 12月は職場のハラスメント撲滅月間です

資料2 労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されました！

資料3 ハラスメント撲滅月間「ハラスメント予約相談会」